

新旧対照表（時間帯別B契約約款）

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
<p>個別約款（時間帯別B契約）</p> <p>2019年10月1日</p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>個別約款（時間帯別B契約）</p> <p><u>2021年12月1日</u></p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>変更</p>

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
目 次		
1. 適 用 1	1. 適 用 1	
2. 供給条件の変更 1	2. 供給条件の変更 1	
3. 用語の定義 1	3. 用語の定義 1	
4. 適用条件 2	4. 適用条件 2	
5. 契約の締結 2	5. 契約の締結 2	
6. 使用量の算定 3	6. 使用量の算定 3	
7. 料 金 3	7. 料 金 3	
8. 単位料金の調整 4	8. 単位料金の調整 4	
9. 需給契約の精算額 5	9. 需給契約の精算額 5	
10. 名義の変更 8	10. 名義の変更 8	
11. 契約の変更又は解除 8	11. 契約の変更又は 解約 8	変更
12. 契約の変更又は解除に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量 超過精算額の精算 8	12. 契約の変更又は 解約 に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量 超過精算額の精算 8	変更
13. 契約の解除に伴う契約中途解約精算額 8	13. 契約の 解約 に伴う契約中途解約精算額 8	変更
14. 緊急調整時の措置 9	14. 緊急調整時の措置 9	
15. その他 10	15. その他 10	
付則 10	付則 10	
(別 表)	(別 表)	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法 12	1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法 11	変更
2. 料金表 1 (時間帯別B契約 1種) 13	2. 料金表 1 (時間帯別B契約 1種) 12	変更
3. 料金表 2 (時間帯別B契約 2種) 14	3. 料金表 2 (時間帯別B契約 2種) 13	変更

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
<p>満了するまでに当社とお客さまのいずれからも契約内容について異議の申出がない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以降これにならうものとしたします。</p> <p>お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただくものとしたします。</p> <p>(4) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款17に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>(1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>(2) 最大使用量及び夜間使用量は、原則として一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器により算定いたします。また、昼間使用量は、(1)に定める各月使用分の使用量から当該月使用分の夜間使用量を差し引いて算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。</p> <p>(3) 負荷計測器本体の取付関係工事費はお客さま負担とします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。</p> <p>(2) 当社は、時間帯別B契約1種には別表の料金表1を、時間帯別B契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>(3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解除した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。</p> <p>(4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が29日以下若しくは36日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が29日以下若しくは36</p>	<p>満了するまでに当社とお客さまのいずれからも契約内容について異議の申出がない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以降これにならうものとしたします。</p> <p>お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただくものとしたします。</p> <p>(4) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款17に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>(1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>(2) 最大使用量及び夜間使用量は、原則として一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器により算定いたします。また、昼間使用量は、(1)に定める各月使用分の使用量から当該月使用分の夜間使用量を差し引いて算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量を算定いたします。</p> <p>(3) 負荷計測器本体の取付関係工事費はお客さま負担とします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。</p> <p>(2) 当社は、時間帯別B契約1種には別表の料金表1を、時間帯別B契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>(3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。</p> <p>(4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が29日以下若しくは36日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が29日以下若しくは36</p>	<p>変更</p>

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
<p>(4) 契約最大使用量超過精算額</p> <p>最大需要期において最大の1時間当たりの実績使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。</p> <p>お客さまから原則として超過が発生する月の検針日までに、超過が発生する旨の通知が行われ、当社と協議の上、合意が成立した場合、この精算額は適用いたしません。</p> <p>この合意が成立した場合、当社は原則として超過したガス量を翌年度の需給契約の契約最大使用量に反映いたします。</p> $\text{契約最大使用量超過精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{最大の1時} \\ \text{間当たりの} \\ \text{実績使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \times \\ 1.05 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金単価相} \\ \text{当額} \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2$ <p>ただし、需給契約に定める契約期間中に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。</p> <p>(5) 契約昼間使用量超過精算額</p> <p>最大需要期のいずれかの月において実績昼間使用量が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約昼間使用量超過精算額といたします。</p> <p>お客さまから原則として超過が発生する月の検針日までに、超過が発生する旨の通知が行われ、当社と協議の上、合意が成立した場合、この精算額は適用いたしません。</p> <p>この合意が成立した場合、当社は原則として超過したガス量を翌年度の需給契約の契約昼間使用量に反映いたします。</p> $\text{契約昼間使用量超過精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{その月の} \\ \text{実績} \\ \text{昼間使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \times \\ 1.05 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の昼間} \\ \text{基本料金単価相} \\ \text{当額} \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2$ <p>ただし、需給契約に定める契約期間中に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。</p>	<p>(4) 契約最大使用量超過精算額</p> <p>① 最大需要期において最大の1時間当たりの実績使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過精算額といたします。<u>ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合又は当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。</u></p> $\text{契約最大使用量超過精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{最大の1時} \\ \text{間当たりの} \\ \text{実績使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{契約最大} \\ \text{使用量} \times \\ 1.05 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の流量} \\ \text{基本料金単価相} \\ \text{当額} \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2$ <p>(イ) <u>当契約期間における契約最大使用量が、前の契約期間の最大需要期における実績最大使用量以上である場合(前の契約期間の最大需要期における実績がない場合も含む)、又は前の契約期間において発生した契約最大使用量超過精算額を全て申し受け、又は申し受けることが確定している場合</u></p> <p>(ロ) <u>当契約期間の最大需要期における実績最大使用量を下限として、次の契約期間における契約最大使用量を定める場合</u></p> <p>② <u>需給契約に定める契約期間中に契約最大使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、①によって算定する金額が、前記確定金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過精算額といたします。</u></p> <p>(5) 契約昼間使用量超過精算額</p> <p>① 最大需要期のいずれかの月において実績昼間使用量が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約昼間使用量超過精算額といたします。<u>ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する場合又は当社がやむを得ないと判断した場合はこの限りではありません。</u></p> $\text{契約昼間使用量超過精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{その月の} \\ \text{実績} \\ \text{昼間使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{契約昼間} \\ \text{使用量} \times \\ 1.05 \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{契約種別の昼間} \\ \text{基本料金単価相} \\ \text{当額} \times 1.1 \end{array} \right) \times 1.2$ <p>(イ) <u>当契約期間における契約昼間使用量が、前の契約期間の最大需要期における実績昼間使用量以上である場合(前の契約期間の最大需要期における実績がない場合も含む)、又は前の契約期間において発生した契約昼間使用量超過精算額を全て申し受け、又は申し受けることが確定している場合</u></p> <p>(ロ) <u>当契約期間の最大需要期における実績昼間使用量を下限として、次の契約期間における契約昼間使用量を定める場合</u></p> <p>② <u>当契約期間中に契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、①によって算定する金額が、前記確定金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過精算額といたします。</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
<p>実績昼間使用量の算定対象となる料金算定期間が31日を超えたことにより、最大需要期における実績昼間使用量が契約昼間使用量の105%（小数点以下切り上げ）を超えた場合は、「その月の実績昼間使用量」を以下の算式で算定される値に置き換えます（小数点以下切り捨て）。</p> $\text{その月の実績昼間使用量} = \left(\frac{\text{6(2)に定める}}{\text{実績昼間使用量} \times 31} \right) \times \left(\frac{\text{その月の料金}}{\text{算定期間日数}} \right)$ <p>10. 名義の変更 お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>11. 契約の変更又は解除 (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解除できるものいたします。 (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を解除できるものいたします。</p> <p>12. 契約の変更又は解除に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算 契約期間中において契約の変更又は解除が生じた場合であって変更月又は解除月以前に契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解除月までの月数」として各精算額を算定し直して差額を精算いたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、11(1)の規定による契約の変更又は解除であって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は11(2)の規定による契約の解除であってお客さまの契約違反による場合には、契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算は行いません。</p> <p>13. 契約の解除に伴う契約中途解約精算額 契約期間中において生じた契約の解除が、11(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を、原則として、契約を解除する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数</p>	<p>③ 実績昼間使用量の算定対象となる料金算定期間が31日を超えたことにより、最大需要期における実績昼間使用量が契約昼間使用量の105パーセント（小数点以下切り上げ）を超えた場合は、「その月の実績昼間使用量」を以下の算式で算定される値に置き換えます（小数点以下切り捨て）。</p> $\text{その月の実績昼間使用量} = \left(\frac{\text{6(2)に定める}}{\text{実績昼間使用量} \times 31} \right) \times \left(\frac{\text{その月の料金}}{\text{算定期間日数}} \right)$ <p>10. 名義の変更 お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>11. 契約の変更又は解約 (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものいたします。 (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものいたします。</p> <p>12. 契約の変更又は解約に伴う契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算 契約期間中において契約の変更又は解約が生じた場合であって変更月又は解約月以前に契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から解約月までの月数」として各精算額を算定し直して差額を精算いたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、11(1)の規定による契約の変更又は解約であって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は11(2)の規定による契約の解約であってお客さまの契約違反による場合には、契約最大使用量超過精算額又は契約昼間使用量超過精算額の精算は行いません。</p> <p>13. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額 契約期間中において生じた契約の解約が、11(1)の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は11(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反による場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を、原則として、契約を解約する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
<p>が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。</p> <p>精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）</p> <p>（1） 契約の解除と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合又は当社からのガス供給を廃止する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{解除日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$ <p>ただし、当社からのガス供給を廃止する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合（託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合を除く）は、上記の算式によって算定される金額から、一般ガス導管事業者の定める託送供給約款に基づき算定した残存月数分の託送料金の定額基本料金および流量基本料金相当額を除いた額を、契約中途解約精算額といたします。</p> <p>（2） 契約の解除と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合又は解除した契約と同一契約種別で新たに契約を締結する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{前契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解除日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$ <p>ただし、新たに締結する契約の内容が次の①又は②に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 新たに締結する契約の基本料金が解除前の契約の基本料金と同額又はこれを超える場合</p> <p>② 新たに締結する契約の契約年間使用量が解除前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合</p> <p>（3） この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。</p> <p>14. 緊急調整時の措置</p> <p>一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。</p>	<p>が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。</p> <p>精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）</p> <p>（1） 契約の解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合又は当社からのガス供給を廃止する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約種別の} \\ \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right)$ <p>ただし、当社からのガス供給を廃止する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合（託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合を除く）は、上記の算式によって算定される金額から、一般ガス導管事業者の定める託送供給約款に基づき算定した残存月数分の託送料金の定額基本料金および流量基本料金相当額を除いた額を、契約中途解約精算額といたします。</p> <p>（2） 契約の解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合又は解約した契約と同一契約種別で新たに契約を締結する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{l} \text{前契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$ <p>ただし、新たに締結する契約の内容が次の①又は②に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>① 新たに締結する契約の基本料金が解約前の契約の基本料金と同額又はこれを超える場合</p> <p>② 新たに締結する契約の契約年間使用量が解約前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合</p> <p>（3） この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。</p> <p>14. 緊急調整時の措置</p> <p>一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表1又は料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更 変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

時間帯別B契約約款 旧					時間帯別B契約約款 新					備考
(1)	定額基本 料金割引額	=	定額基本 料 金	× $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$	(1)	定額基本 料金割引額	=	定額基本 料 金	× $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$	
(2)	流量基本 料金割引額	=	流量基本 料金単価	× $\frac{\text{契約最大使用量}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{調整時間}}{\text{1時間当たりの平均調整量}}$ × $\frac{\text{契約最大使用量}}{\text{契約最大使用量}}$	(2)	流量基本 料金割引額	=	流量基本 料金単価	× $\frac{\text{契約最大使用量}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{調整時間}}{\text{1時間当たりの平均調整量}}$ × $\frac{\text{契約最大使用量}}{\text{契約最大使用量}}$	
(3)	昼間基本料金 割引額	=	昼間基本 料金単価	× $\frac{\text{契約昼間使用量}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{調整時間}}{\text{1時間当たりの平均調整量}}$ × $\frac{\text{契約昼間使用量}}{\text{契約昼間使用量}}$	(3)	昼間基本料金 割引額	=	昼間基本 料金単価	× $\frac{\text{契約昼間使用量}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{調整時間}}{\text{1時間当たりの平均調整量}}$ × $\frac{\text{契約昼間使用量}}{\text{契約昼間使用量}}$	
(4)	夜間基本料金 割引額	=	夜間基本 料金単価	× $\frac{\text{契約夜間使用量}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{調整時間}}{\text{1時間当たりの平均調整量}}$ × $\frac{\text{契約夜間使用量}}{\text{契約夜間使用量}}$	(4)	夜間基本料金 割引額	=	夜間基本 料金単価	× $\frac{\text{契約夜間使用量}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{\text{調整時間}}{\text{1時間当たりの平均調整量}}$ × $\frac{\text{契約夜間使用量}}{\text{契約夜間使用量}}$	
15. その他 その他の事項については、基本約款を適用いたします。					15. その他 その他の事項については、基本約款を適用いたします。					
付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、2019年10月1日から実施いたします。					付 則 1. 本約款の実施期日 本約款は、 <u>2021年12月1日</u> から実施いたします。					変更 削除
2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金） 当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。					2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金） 当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。					
(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金					(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金					
(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金					(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金					

時間帯別B契約約款 旧	時間帯別B契約約款 新	備 考
<p>3. 本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</p> <p>当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>（1）最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した単位料金にもとづき算定いたします。</p> <p>（2）契約最大使用量超過精算額、契約昼間使用量超過精算額（以下「超過精算額」といいます。）</p> <p>2019年10月31日までの検針により算定された実績使用量に起因する超過精算額については、旧約款にもとづき算定いたします。</p>	<p>3. 本約款の実施に伴う切替え措置（精算額）</p> <p>当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>（1）最大使用量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額（以下「未達精算額」といいます。）</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した単位料金にもとづき算定いたします。</p> <p>（2）契約最大使用量超過精算額、契約昼間使用量超過精算額（以下「超過精算額」といいます。）</p> <p>2019年10月31日までの検針により算定された実績使用量に起因する超過精算額については、旧約款にもとづき算定いたします。</p>	<p>削除</p>